

東京都北区議会

平成 30 年第 1 回定例会で可決した意見書

- バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を求める意見書
- 防犯カメラの設置及び維持への補助強化を求める意見書

バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を求める意見書

バリアフリー新法施行から 10 年以上が経過し、バリアフリー化は一定程度進展を見せているところである。

しかしながら、急速に地域の人口減少・少子高齢化が進む中で、地域の一体的バリアフリー化のニーズはますます高まっているにも関わらず、全国の市町村においては様々な事情から基本構想等の作成が進まない地域もある。

また、公共交通事業者の既存施設のバリアフリー化や接遇のあり方について、一層の向上が急務となっている。

2020 年には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、これを契機とした共生社会の実現をレガシーとすべく、また、政府の一億総活躍社会の実現を具体化するため、東京のみならず全国各地の一層のバリアフリー化が進められる必要がある。そのためには、バリアフリー法を改正し、制度面から地域の抱える課題の解決を目指すことが不可欠である。

政府は、平成 29 年 2 月に関係閣僚会議において決定された「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」に基づき、同法の改正を含むバリアフリー施策の見直しを進めていると聞く。

よって、本区議会は政府に対し、全国各地のバリアフリー水準の底上げに向けて、同法の改正及びその円滑な施行を確実に実施するよう、また、その際には下記の事項について措置するよう求める。

記

- 1、地域の面的・一体的なバリアフリー化を進めるため、バリアフリー法の基本構想制度の見直しも含めた新たな仕組みについて検討すること。
- 2、公共交通事業者がハード・ソフト一体的な取り組みを計画的に進める枠組みについて検討すること。
- 3、バリアフリー施策を進める際には、高齢者、障害者等の意見を聞くような仕組みを検討すること。併せて、バリアフリーの促進に関する国民の理解を深めるとともに、その協力を求めるよう国として教育活動、広報活動等に努めること。
- 4、バリアフリー法改正後速やかな施行を行う観点から、改正内容について十分に周知を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成 30 年 3 月 27 日

東京都北区議会議長 榎 本 はじめ

内閣総理大臣 安 倍 晋 三 殿
国土交通大臣 石 井 啓 一 殿

防犯カメラの設置及び維持への補助強化を求める意見書

これまで東京都と特別区は、地域の安全・安心なまちづくりを推進するため、様々な事業を地域や関係する団体と連携し、一定の成果を上げてきた。

特に町会・自治会が設置する防犯カメラ等は、犯罪の抑止と事件・事故発生の検挙に大きな効果を得ている。

この町会・自治会が設置する防犯カメラ等の防犯設備に係る費用は、東京都及び区で設置する補助を行っているが、東京都内の治安対策を一手に担う警視庁を管轄する東京都においては東京都が負担を拡大すべきである。

そこで、東京都はオリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、町会・自治会が設置する新規の防犯カメラについて、平成29年から平成31年までの3年間に限り、補助率を上げたが、継続して実施し、さらに補助を充実すべきである。

また、設置後における維持管理経費は特に町会・自治会の負担も大きく、また、防犯カメラの映像は警視庁への提供が大半であるため、防犯カメラ等の維持管理経費も東京都が補助金制度を創設し、充実すべきである。

現在、資金難により防犯カメラの設置に取り組めない町会・自治会等もある。

よって、本区議会は東京都に対し、地域によって防犯対策の進捗状況にばらつきが生じてしまっている実態を踏まえ、プライバシーへの十分な配慮をしつつ、積極果敢に対応するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成30年3月27日

東京都北区議会議長 榎本はじめ

東京都知事 小池百合子 殿